

○「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」の制定について

(原文横書)

平成二十二年十二月十七日教総第一〇三一号
教育長通知

最終改正 令和二年七月七日

このたび、「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、平成二十三年一月一日から施行することとしましたので、所属職員への周知をお願いします。

パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、パワー・ハラスメントの防止及び排除並びにパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務に關する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(所属長の責務)

第三条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの防止に關し、必要な措置を講ずるとともに、パワー・ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 所属長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第四条 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第一項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 管理監督者は、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の認識すべき事項)

第五条 教育長は、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

2 所属長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

(研修の実施)

第六条 教育長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員の

意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

2 教育長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施するものとする。

(パワー・ハラスメント防止推進員の設置)

第七条 所属長は、職員の中からパワー・ハラスメント防止推進員（以下「パワハラ防止推進員」という。）を二名指名し、所属内におけるパワー・ハラスメント防止対策等を講じるものとする。

2 パワハラ防止推進員は、第五条第一項及び第九条第一項の教育長が定める事項を踏まえ、パワー・ハラスメントの防止に関する職員への意識啓発を図るとともに、苦情相談に対応するものとする。

3 所属長は、パワハラ防止推進員と連携を図りながら、第五条第一項及び第九条第一項の教育長が定める事項を踏まえ、所属職員へのパワー・ハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属職員からの苦情相談に真摯にかつ迅速に対応するものとする。

(苦情相談への対応)

第八条 教育長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 苦情相談窓口において苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦

情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、相談員は、次条第一項の教育長が定める事項に十分留意しなければならない。

3 教育長は、教育局及び教育機関（県立学校を除く。）に属する職員が県立学校の職員及び他の任命権者に属する職員（以下「県立学校の職員等」という。）からパワー・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該県立学校の職員等に係る県立学校等の長に対し、当該県立学校の職員等に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該県立学校の職員等に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（苦情相談に関する事項）

第九条 教育長は、相談員がパワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

2 教育長は、相談員に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（懲戒処分等）

第十条 教育長は、職員のパワー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、パワー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和二年七月十日から施行する。